

○厚生労働省令第百十一号

国民年金基金令等の一部を改正する政令（令和七年政令第四百四十二号）の施行に伴い、並びに確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第五十条、第六十二条第一項各号列記以外の部分、第四項各号列記以外の部分及び同項第八号、第百十一条、第百十六条並びに第百十七条、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和七年法律第七十四号）附則第三十三条第一項並びに確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）第二十九条第三号の規定に基づき、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する省令を次のように定める。

令和八年六月三十日

厚生労働大臣 上野賢一郎

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する省令

目次

第一章 関係省令の整備等（第一条―第三条）

第二章 経過措置（第四条―第七条）

附則

第一章 関係省令の整備等

（確定拠出年金法施行規則の一部改正）

第一条 確定拠出年金法施行規則（平成十三年厚生労働省令第百七十五号）の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

改正後	改正前
(規約の承認の申請) 第三条 (略) 一・二 (略) 2 法第三条第四項第四号の厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 一・三 (略) 四 企業型年金を実施しようとする厚生年金適用事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは過半数代表者と法第三条第三項第一号に規定する事業主(次項、第十二条の二第一項、第三十九条第一項第四号及び第二項、第六十一条並びに第七十二条を除き、以下「事業主」という。)との協議の経緯を明らかにする書類 五・六 (略) 3・4 (略) (規約の変更の承認の申請) 第六条 法第五条第一項の企業型年金規約の変更の承認の申請は、変更の内容及び理由を記載した申請書に、次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。 一・二 (略) 三 実施事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者が企業型年金加入者となることについて一定の資格を定める場合であつて、当該実施事業所において実施されている確定給付企業年金(確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)第二条第一項に規定する確定給付企業年金をいう。以下同じ。)又は退職	(規約の承認の申請) 第三条 (略) 一・二 (略) 2 法第三条第四項第四号の厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 一・三 (略) 四 企業型年金を実施しようとする厚生年金適用事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは過半数代表者と法第三条第三項第一号に規定する事業主(次項、第十二条の二第一項、第三十九条第一項第五号及び第二項、第六十一条並びに第七十二条を除き、以下「事業主」という。)との協議の経緯を明らかにする書類 五・六 (略) 3・4 (略) (規約の変更の承認の申請) 第六条 法第五条第一項の企業型年金規約の変更の承認の申請は、変更の内容及び理由を記載した申請書に、次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。 一・二 (略) 三 実施事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者が企業型年金加入者となることについて一定の資格を定める場合であつて、当該実施事業所において実施されている確定給付企業年金又は退職手当制度が適用される者の範囲を変更するときは、変更後の当該実施事業所において実施されている確定給付企業年

手当制度が適用される者の範囲を変更するときは、変更後の当該実施事業所において実施されている確定給付企業年金又は退職手当制度が適用される者の範囲についての書類（変更の内容を記載した書類を含む。）

四 資産管理機関が法第五十四条の規定に基づき確定給付企業年金、退職金共済（中小企業退職金共済法に規定する退職金共済をいう。以下同じ。）又は退職手当制度に係る資産の全部又は一部の移換を受ける場合にあつては、当該資産の移換に係る第一号等厚生年金被保険者の全員が企業型年金加入者となることについての書類

五〇七（略）

二・三（略）

（個人型年金加入者掛金の額の変更の例外）

第三十八条 令第二十九条第三号の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 各個人型年金加入者に係る企業型年金の事業主掛金の額若しくは中小事業主掛金の額が引き上げられること、国民年金法第八十七条の二第一項の規定による保険料（以下「付加保険料」という。）を納付したこと又は国民年金基金の掛金の額、他制度掛金相当額若しくは共済掛金相当額（令第三十四条の二第二号ロに規定する共済掛金相当額をいう。次号において同じ。）が引き上がることに伴い、当該中小事業主掛金の額と当該個人型年金加入者に係る個人型年金加入者掛金の額との合計額が法第六十九条に規定する拠出限度額を超えることとなる場合において、当該合計額が当該拠出限度額を超えないように当該個人型年金加入者掛金の額を引き下げられる場合

二〇四（略）

金又は退職手当制度が適用される者の範囲についての書類（変更の内容を記載した書類を含む。）

四 資産管理機関が法第五十四条の規定に基づき確定給付企業年金（確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第二条第一項に規定する確定給付企業年金をいう。以下同じ。）、退職金共済（中小企業退職金共済法に規定する退職金共済をいう。以下同じ。）又は退職手当制度に係る資産の全部又は一部の移換を受ける場合にあつては、当該資産の移換に係る第一号等厚生年金被保険者の全員が企業型年金加入者となることについての書類

五〇七（略）

二・三（略）

（個人型年金加入者掛金の額の変更の例外）

第三十八条 令第二十九条第三号の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 各個人型年金加入者に係る企業型年金の事業主掛金の額若しくは中小事業主掛金の額が引き上げられること又は他制度掛金相当額若しくは共済掛金相当額（令第三十六条第五号に規定する共済掛金相当額をいう。次号において同じ。）が引き上がることに伴い、当該中小事業主掛金の額と当該個人型年金加入者に係る個人型年金加入者掛金の額との合計額が法第六十九条に規定する拠出限度額を超えることとなる場合において、当該合計額が当該拠出限度額を超えないように当該個人型年金加入者掛金の額を引き下げられる場合

二〇四（略）

(個人型年金への加入の申出)

第三十九条 法第六十二条第一項の規定による申出(個人型年金運用指図者以外の者が行うものに限る。)は、連合会に対し、次に掲げる事項を記載した申出書を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供することによって行うものとする。

一・二 (略)

(削る)

三 法第六十二条第一項第一号に掲げる者にあつては、次に掲げる事項

イ 国民年金基金の加入員にあつては、国民年金基金の加入員番号及び毎月の掛金の額

ロ 付加保険料を納付する者として日本年金機構(以下「機構」という。)に申し出た場合にあつては、その旨

四 法第六十二条第一項第二号に掲げる者及び同項第五号に掲げる者のうち厚生年金保険の被保険者にあつては、次に掲げる事項

イ 申出者が使用される事業所の事業主の名称

ロ・ニ (略)

五 法第六十二条第一項第四号に掲げる者にあつては、次に掲げる事項

イ 第三号イ及びロに掲げる事項

ロ (略)

六 法第六十二条第一項第五号に掲げる者(第四号に該当する者を除く。)にあつては、同条第二項各号に該当しない旨

七 (略)

2 法第六十二条第一項第二号に掲げる者及び同項第五号に掲げる者のうち厚生年金保険の被保険者であるものが、個人型年金加入

(個人型年金加入者の申出)

第三十九条 法第六十二条第一項の規定による申出(個人型年金運用指図者以外の者が行うものに限る。)は、連合会に対し、次に掲げる事項を記載した申出書を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供することによって行うものとする。

一・二 (略)

三 個人型年金加入者等であつたことがある者であつて、最後に個人型年金加入者等の資格を喪失した後に氏名を変更したものにあつては、変更前の氏名

四 法第六十二条第一項第一号に掲げる者にあつては、次に掲げる事項

イ 国民年金基金の加入員にあつては、国民年金基金の名称、加入員番号及び毎月の掛金の額

ロ 国民年金法第八十七条の二第一項の保険料(以下「付加保険料」という。)を納付する者として日本年金機構(以下「機構」という。)に申し出た場合にあつては、その旨

五 法第六十二条第一項第二号に掲げる者にあつては、次に掲げる事項

イ 申出者が使用される事業主の名称、住所及び連絡先

ロ・ニ (略)

六 法第六十二条第一項第四号に掲げる者にあつては、次に掲げる事項

イ 第四号イ及びロに掲げる事項

ロ (略)

(新設)

七 (略)

2 法第六十二条第一項第二号に掲げる者は、前項の申出に当たつては、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、当該

者掛金の納付をその者が使用される厚生年金適用事業所の事業主を介して行う場合にあつては、前項の申出書にその旨についての当該事業主の証明書添付しなければならない。ただし、当該証明書に記載された事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供し、連合会の確認が行われた場合にあつては、当該証明書の添付を省略することができる。

(削る)

(削る)

(第五号加入者の資格喪失)

第三十九条の二 法第六十二条第四項各号列記以外の部分及び同項第八号に規定する厚生労働省令で定める期間は、第五号加入者(個人型年金加入者であつて、同条第一項第五号に掲げるものをいう。以下同じ。)が個人型年金加入者の資格を取得した日から起算して三月とする。

(個人型年金運用指図者の申出)

第四十条 (略)

2 法第六十四条第二項の規定による申出は、連合会に対し、次に掲げる事項を記載した申出書を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供することによって行うものとする。

書類に記載された事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供し、連合会の確認が行われた場合にあつては、当該書類の添付を省略することができる。

一 個人型年金加入者掛金の納付を申出者が使用される厚生年金適用事業所の事業主を介して行う場合にあつては、その旨についての当該事業主の証明書(申出者が自ら個人型年金加入者掛金を連合会に納付する場合にあつては、当該納付を当該事業主を介して行うことが困難である旨及びその理由を当該事業主が記載した書類)

二 国民年金法附則第三条の規定により読み替えられた同法第七条第一項第二号に規定する年齢以上の者にあつては、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)附則第四条の三第一項に規定する政令で定める給付の受給権を有しないことを証する書類

(新設)

(個人型年金運用指図者の申出)

第四十条 (略)

2 法第六十四条第二項の規定による申出は、連合会に対し、次に掲げる事項を記載した申出書を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供することによって行うものとする。

一 (略)

二 企業型年金加入者であつた者にあつては、当該者が最後に加入していた企業型年金を実施する事業主の名称

(削る)

(削る)

(第二号加入者等の届出)

第四十五条 第二号加入者（個人型年金加入者であつて、法第六十二条第一項第二号に掲げるものをいう。以下この条及び第五十七条において同じ。）及び第五号加入者のうち厚生年金保険の被保険者であるものは、第三十九条第一項第四号ニ(1)から(6)までに掲げるいずれかの資格を取得したとき又は喪失したときは、個人型年金規約で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

一・二 (略)

(削る)

2 (略)

(削る)

(個人型年金加入者の被保険者資格の種別変更の届出)

第四十八条 第二号被保険者（国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者をいう。以下同じ。）、第三号被保険者（同項第三号に規定する第三号被保険者をいう。以下同じ。）又は同法附則第五条第一項の規定による被保険者（同項第一号に掲げる者を除く。以下同じ。）である個人型年金加入者は、連合会に対し、第一号被保険者（同法第七条第一項第一号に規定する第一

一 (略)

二 企業型年金加入者であつた者にあつては、次に掲げる事項

イ 申出者が最後に加入していた企業型年金を実施する事業主の名称

ロ 個人型年金加入者等であつたことがある者であつて、最後に個人型年金加入者等の資格を喪失した後に氏名を変更したものにあっては、変更前の氏名

(第二号加入者の届出)

第四十五条 第二号加入者（個人型年金加入者であつて、法第六十二条第一項第二号に掲げるものをいう。以下同じ。）は、第三十九条第一項第五号ニ(1)から(6)までに掲げるいずれかの資格を取得したとき又は喪失したときは、個人型年金規約で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

一・二 (略)

三 当該資格を取得し、又は喪失した年月日

2 (略)

3 前項の申出書には、当該申出書を提出した者が厚生年金保険法附則第四条の三第一項に規定する政令で定める給付の受給権を有しないことを証する書類を添付しなければならない。

(個人型年金加入者の被保険者資格の種別変更の届出)

第四十八条 第二号被保険者（国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者をいう。以下同じ。）、第三号被保険者（同項第三号に規定する第三号被保険者をいう。以下同じ。）又は同法附則第五条第一項の規定による被保険者（同項第一号に掲げる者を除く。以下同じ。）である個人型年金加入者は、連合会に対し、第一号被保険者（同法第七条第一項第一号に規定する第一

号被保険者をいう。以下同じ。）となったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供するものとする。 一・二（略） 三 個人型年金加入者掛金の額を変更する場合にあつては、変更の年月日及び変更後の拠出期間の個人型年金加入者掛金の額 四 国民年金基金の加入員にあつては、国民年金基金の加入員番号及び毎月の掛金の額 五・六（略）	2 4（略）	5 第二項の届出をする者が、個人型年金加入者掛金の納付をその者が使用される厚生年金適用事業所の事業主を介して行う場合にあつては、第三十九条第二項に規定する証明書を添付しなければならない。ただし、当該証明書に記載された事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供し、連合会の確認が行われた場合にあつては、当該証明書の添付を省略することができる。	（第五号加入者が行う個人型年金加入者の区分の変更の届出） 第四十八条の二 第五号加入者は、第二号被保険者となつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供するものとする。 一 前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項 二 掛金納付の方法 三 法第六十二条第二項各号に該当しない旨 四 前各号に掲げるもののほか、個人型年金規約で定める事項 2 第五号加入者は、国民年金法附則第五条第一項の規定による被保険者となつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。 一 前条第一項第一号から第五号までに掲げる事項	号被保険者をいう。以下同じ。）となったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供するものとする。 一・二（略） 三 個人型年金加入者掛金の額を変更する場合にあつては、変更の年月日並びに変更前及び変更後の拠出期間の個人型年金加入者掛金の額 四 国民年金基金の加入員にあつては、国民年金基金の名称、加入員番号及び毎月の掛金の額 五・六（略）	2 4（略）	5 第二項の届出（同項第一号に係るものに限る。）に当たつては、第三十九条第二項各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、当該書類に記載された事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供し、連合会の確認が行われた場合にあつては、当該書類の添付を省略することができる。	（新設）
---	-------------------	---	---	--	-------------------	--	-------------

二 法第六十二条第二項各号に該当しない旨

三 前二号に掲げるもののほか、個人型年金規約で定める事項

3 第一項の届出をする者が、個人型年金加入者掛金の納付をその者が使用される厚生年金適用事業所の事業主を介して行う場合にあっては、第三十九条第二項に規定する証明書を添付しなければならない。ただし、当該証明書に記載された事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供し、連合会の確認が行われた場合にあっては、当該証明書の添付を省略することができる。

(個人型年金運用指図者が行う個人型年金への加入の申出)

第五十二条 法第六十二条第一項の規定による申出(個人型年金運用指図者が行うものに限る。)は、次に掲げる個人型年金運用指図者の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により連合会に提供することによって行うものとする。

一 第一号被保険者である個人型年金運用指図者

イ (略)

(削る)

ロ 国民年金基金の加入員にあっては、国民年金基金の加入員番号及び毎月の掛金の額

ハ・ニ (略)

ホ イからニまでに掲げるもののほか、個人型年金規約で定める事項

二 第二号被保険者及び六十五歳以上七十歳未満の厚生年金の被保険者である個人型年金運用指図者

イ 前号イ及びニに掲げる事項

ロ・ニ (略)

三 第三号被保険者である個人型年金運用指図者

イ 第一号イ及びニに掲げる事項

ロ (略)

四 国民年金法附則第五条第一項の規定による被保険者である個

(個人型年金運用指図者の申出)

第五十二条 法第六十二条第一項の規定による申出(個人型年金運用指図者が行うものに限る。)は、次に掲げる個人型年金運用指図者の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出することによって行うものとする。

一 第一号被保険者である個人型年金運用指図者

イ (略)

ロ 個人型年金加入者となろうとする年月日

ハ 国民年金基金の加入員にあっては、国民年金基金の名称、加入員番号及び毎月の掛金の額

ニ・ホ (略)

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、個人型年金規約で定める事項

二 第二号被保険者である個人型年金運用指図者

イ 前号イ、ロ及びホに掲げる事項

ロ・ニ (略)

三 第三号被保険者である個人型年金運用指図者

イ 第一号イ、ロ及びホに掲げる事項

ロ (略)

四 国民年金法附則第五条第一項の規定による被保険者である個

人型年金運用指図者	イ 第一号イからニまでに掲げる事項	ロ・ハ (略)	五 六十歳以上七十歳未満の個人型年金運用指図者（第一号から第四号までに該当する者を除く。）	イ 第一号イ及びニに掲げる事項	ロ 法第六十二条第二項各号に該当しない旨	ハ イ及びロに掲げるもののほか、個人型年金規約で定める事項	2 前項の申出（同項第二号に係るものに限る。）をする者が、個人型年金加入者掛金の納付をその者が使用される厚生年金適用事業所の事業主を介して行う場合にあっては、第三十九条第二項に規定する証明書を添付しなければならない。ただし、当該証明書に記載された事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供し、連合会の確認が行われた場合にあっては、当該証明書の添付を省略することができる。	(第二号加入者等に係る個人型年金加入者掛金の納付の方法等) 第五十七条 第二号加入者及び第五号加入者のうち厚生年金保険の被保険者であるものは、掛金納付の方法を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。 一 (略) 二 変更前及び変更後の掛金納付の方法	2 前項の届出をする者が、個人型年金加入者掛金の納付をその者が使用される厚生年金適用事業所の事業主を介して行う場合にあっては、第三十九条第二項に規定する証明書を添付しなければならない。	(資料の提供)	第六十八条 法第百十一条の厚生労働省令で定める資料は、次のと
人型年金運用指図者	イ 第一号イからホまでに掲げる事項	ロ・ハ (略)	(新設)	2 前項の申出書（同項第二号に係るものに限る。）には、第三十九条第二項各号に掲げる書類を添付しなければならない。	(第二号加入者に係る個人型年金加入者掛金の納付の方法等) 第五十七条 第二号加入者は、掛金納付の方法を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。 一 (略) 二 変更の年月日並びに変更前及び変更後の掛金納付の方法	2 前項の届出書には、第三十九条第二項第一号に掲げる書類を添付しなければならない。	(資料の提供)	第六十八条 法第百十一条の厚生労働省令で定める資料は、次のと			

おりとする。

一・二（略）

三 法第六十二条第二項第二号に規定する老齢基礎年金を受ける権利の裁定に関する資料

四 国民年金法による老齢基礎年金及び厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による老齢厚生年金に関する資料（第三号に掲げる資料を除く。）

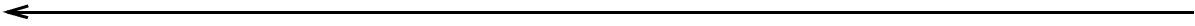
おりとする。

一・二（略）

三 令第三十四条の三各号に掲げる給付に関する資料

四 国民年金法による老齢基礎年金及び厚生年金保険法による老齢厚生年金に関する資料（第三号に掲げる資料を除く。）

様式第八号を次のように改める。



厚生（支）局長

殿

承認番号

厚生年金適用事業所の名称

所在地

事業主名

住所

企業型年金の事業主に係る運営管理業務報告書

確定拠出年金法第五十条の規定により、別添のとおり業務報告書を提出します。

(A列4番)

- (備考)
1.

「承認番号」とは、企業型年金の承認ごとに地方厚生局長又は地方厚生支局長が発行した承認番号をいう。
2.

「厚生（支）局長」は、企業型年金を実施する厚生年金適用事業所の事業主（二以上の厚生年金適用事業所の事業主が一の企業型年金を実施する場合にあっては、その一の代表）の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長又は地方厚生支局長の名称を記載するものとする。

企業型年金事業主運営管理業務報告書

承認番号	
厚生年金適用事業所名	
事業主名	
(事業年度) 年 月 日から 年 月 日まで	

1. 事業主が担当する企業型年金加入者等の人数の状況

①法第2条第7項第1号イに掲げる業務			
企業型年金加入者数	名 (男	名、女	名)
企業型年金運用指図者数	名 (男	名、女	名)
合計	名 (男	名、女	名)
②法第2条第7項第1号ロに掲げる業務			
企業型年金加入者数	名 (男	名、女	名)
企業型年金運用指図者数	名 (男	名、女	名)
合計	名 (男	名、女	名)
③法第2条第7項第1号ハに掲げる業務			
企業型年金加入者数	名 (男	名、女	名)
企業型年金運用指図者数	名 (男	名、女	名)
合計	名 (男	名、女	名)
④法第2条第7項第2号に掲げる業務			
企業型年金加入者数	名 (男	名、女	名)
企業型年金運用指図者数	名 (男	名、女	名)
合計	名 (男	名、女	名)

- (備考)
1. ①、②及び④は、事業年度末時点のものを記載すること。
2. ③は、事業年度中に給付を受ける権利の裁定を行った者の総数を記載すること。

(法第2条第7項第1号イに掲げる業務の実施状況)

2. 事業主が法第2条第7項第1号イに掲げる業務を担当する企業型年金加入者に係る掛金の状況

	掛金額区分	掛 金 総 額	平均掛金額
男	事業主掛金額	円	円
	企業型年金加入者掛金額	円	円
	合 計	円	円
女	事業主掛金額	円	円
	企業型年金加入者掛金額	円	円
	合 計	円	円
計	事業主掛金額	円	円
	企業型年金加入者掛金額	円	円
	合 計	円	円

- (備考)
1. 「掛金総額」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された掛金額の総額を記載すること。
2. 「平均掛金額」については、「掛金総額」を事業主が法第2条第7項第1号イに掲げる業務を担当する企業型年金加入者のうち、直近の12月～11月の期間内に企業型年金加入者期間を有するものに係る企業型年金加入者期間の合計で除したものを記載すること。

3. 事業主が法第2条第7項第1号イに掲げる業務を担当する企業型年金加入者等に係る運用の状況

運用の方法名	企業型年金加入者等数	個人別管理資産 総額	運用の方法の種類	元本確保の 運用の方法	株券等
	企業型年金加入者数 企業型年金運用指図者数 合 計	円 円 円			
	企業型年金加入者数 企業型年金運用指図者数 合 計	円 円 円			
合計	企業型年金加入者数 企業型年金運用指図者数 合 計	円 円 円	—	—	—

(備考)

1. 事業年度末の状況について記載すること。
2. 「運用の方法名」は、各運用商品名を記載すること。
3. 運用の指図がないものは、「運用の方法名」に「未指図」と記載し、「運用の方法の種類」、「元本確保の運用の方法」及び「株券等」は、空欄（—）とすること。
4. 「運用の方法の種類」は、令第15条第1項の表の上欄に掲げる区分に応じて記載すること。
5. 「元本確保の運用の方法」は、当該運用の方法が次に掲げる運用の方法であって令第15条第2項に規定する運用方法要件に適合するものに該当する場合には○印を記載すること。
 - 一 令第15条第1項の表の1の項イ及びロに掲げる運用の方法
 - 二 令第15条第1項の表の2の項イに掲げる運用の方法
 - 三 令第15条第1項の表の3の項イからホまでに掲げる運用の方法
 - 四 令第15条第1項の表の4の項イに掲げる運用の方法
 - 五 令第15条第1項の表の5の項イに掲げる運用の方法
6. 「株券等」は、当該運用の方法が令第15条第1項の表の2の項ニ又は3の項レからウまでに掲げる運用の方法に該当する場合には○印を記載すること。

4. 給付の状況

給 付		事業年度末の受給者数（うち本年度 の新規受給者数）		支給総額（うち新規受給者への支給 額）
老齢給付金	年 金 (一時金と の併給を除 く)	男 人 (人) 女 人 (人) 計 人 (人)		円 (円) 円 (円) 円 (円)
	一時金 (年金との 併給を除 く)	男 人 (人) 女 人 (人) 計 人 (人)		円 (円) 円 (円) 円 (円)
	年金と一時 金の併給	男 人 (人) 女 人 (人) 計 人 (人)	年 金 円 (円) 一時金 円 (円) 年 金 円 (円) 一時金 円 (円) 年 金 円 (円) 一時金 円 (円)	
障害給付金	年 金 (一時金と の併給を除 く)	男 人 (人) 女 人 (人) 計 人 (人)		円 (円) 円 (円) 円 (円)
	一時金 (年金との 併給を除 く)	男 人 (人) 女 人 (人) 計 人 (人)		円 (円) 円 (円) 円 (円)
	年金と一時 金の併給	男 人 (人) 女 人 (人) 計 人 (人)	年 金 円 (円) 一時金 円 (円) 年 金 円 (円) 一時金 円 (円) 年 金 円 (円) 一時金 円 (円)	
死 亡 一 時 金		男 人 (人) 女 人 (人) 計 人 (人)		円 (円) 円 (円) 円 (円)
脱 退 一 時 金		男 人 (人) 女 人 (人) 計 人 (人)		円 (円) 円 (円) 円 (円)
計		男 人 (人) 女 人 (人) 計 人 (人)		円 (円) 円 (円) 円 (円)

(法第2条第7項第1号ロに掲げる業務の実施状況)

5. 事業主が法第2条第7項第1号ロに掲げる業務を担当する企業型年金加入者等が行った運用の指図の内容についての資産管理機関への通知の件数

	資産管理機関への通知	
企業型年金加入者	男	件
	女	件
	計	件
企業型年金運用指図者	男	件
	女	件
	計	件

(備考) 当該事業年度の実績を記載すること。

(法第2条第7項第1号ハに掲げる業務の実施状況)

6. 事業主が行った法第2条第7項第1号ハの給付を受ける権利の裁定の件数

老 齢 給 付 金	障 害 給 付 金	死 亡 一 時 金	脱 退 一 時 金
男 女 計	男 女 計	男 女 計	男 女 計

(備考) 当該事業年度の実績を記載すること。

(法第2条第7項第2号に掲げる業務の実施状況)

7. 報告者が法第2条第7項第2号に掲げる業務を担当する企業型年金加入者等に係る運用の方法の選定及び提示の状況

運用の方法の数	第1号運用方法数	第2号運用方法数	第3号運用方法数

(備考)

1. 「運用の方法の数」は、令第15条第1項の表の下欄の定めに従って算定し、記載すること。
2. 「第1号運用方法数」は選定及び提示している運用方法のうち元本確保の運用の方法の数を、「第2号運用方法数」は第1号運用方法及び第3号運用方法以外の運用の方法の数を、「第3号運用方法数」は令第15条第1項の表の2の項ニ及び3の項レからウまでに掲げる運用の方法の数を記載すること。
3. 加入者等に係る運用の方法の選定及び提示については、加入者等に対して選定及び提示している一の運用方法群ごとに記載すること。
4. 加入者等に提示した運用の方法を当該事業年度内に変更し、「運用の方法の数」、「第1号運用方法数」、「第2号運用方法数」又は「第3号運用方法数」が異なることとなった場合は、変更前の運用方法数と変更後の運用方法数をそれぞれ記載すること。
5. 提示した運用の方法の数の少ない順に記入すること。なお、個別の企業名を記載する必要はない。

8. 事業主が法第2条第7項第2号に掲げる業務を担当する企業型年金加入者等に対して行った運用の方法に係る情報提供の内容

運用の方法名	運用の方法の種類	情報提供の内容の概要	情報提供の回数

- (備考)
- 1. 「運用の方法名」は、各運用商品名を記載すること。
 - 2. 「運用の方法名」は、運用の方法が法第23条の2第2項に規定する指定運用方法の場合、その冒頭に「【指定】」と記載すること。
 - 3. 「運用の方法の種類」は、令第15条第1項の表の中欄に掲げる区分に応じて記載すること。
 - 4. 「情報提供の内容の概要」は、報告者が選定及び提示した運用の方法ごとに企業型年金加入者等に対して行った情報提供の内容を簡潔に記載すること。
 - 5. 「情報提供の回数」は、当該事業年度において、企業型年金加入者等に対し情報提供を行った回数を記載すること。

9. 指定運用方法の選定状況

①指定運用方法を加入者に提示している	
②当該指定運用方法の名称	
③当該指定運用方法の運用の方法の種類	
④当該指定運用方法を選定した年度	
⑤今年度末日に指定運用方法が適用されている人数	
⑥⑤の者に係る当該指定運用方法の個人別管理資産の残高	

- (備考)
- 1. ①は、該当する場合に○印を記載すること。
 - 2. ②～⑥は、①で指定運用方法を提示している場合にのみ記載すること。
 - 3. ②は、指定運用方法として選定された運用商品名を記載すること。
 - 4. ③は、令第15条第1項の表の中欄に掲げる区分に応じて記載すること。
 - 5. 法第2条第7項第2号に掲げる業務を担当する確定拠出年金運営管理機関は、当該事業年度内に指定運用方法を選定又は変更した場合には、新たに選定した指定運用方法の選定理由を記載した書面を21の次に添付すること。選定理由は、法第23条の2第2項の指定運用方法の基準を踏まえ、令第6条第8項ロの協議の結果を尊重した上で当該指定運用方法を選定したことがわかる内容を記載すること。

10. 当該事業年度内に除外された運用の方法の状況

	当該事業年度内に除外された運用の方法名
A 実施事業所	
B 実施事業所	
C 実施事業所	

(備考)

1. 二以上の厚生年金適用事業所で企業型年金を実施している場合は、各厚生年金適用事業所の状況について記載し、併せて当該企業型年金全体の状況について記載すること。
2. 事業年度末時点の状況について記載すること。

11. 加入者資格喪失者の状況

①加入者資格喪失者数	人
②①のうち、法第83条の規定に基づき、 個人別管理資産が国民年金基金連合会に移換された者の数	人

(備考)

①については、

- (1) 死亡又は運用指図者資格取得による加入者資格喪失者、及び
 - (2) 企業型年金の企業型年金加入者の資格を六十歳に達した日以降に喪失した者であって、同日の翌日が属する月に当該企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得したもの
- のいずれも含まないこととし、事業年度末の1年6か月前から起算して1年間に資格喪失した人数について記載すること。

(例：事業年度が4月～翌年3月であれば、前年9月～8月の喪失者人数)

(法第83条第2項の規定による通知の状況)

12. 事業主が法第83条第2項の規定により行った通知（個人別管理資産が連合会に移換された者への通知）の件数等

企業型運用関連運営管理機関等名	件数	移換金額
	人	円

(備考)

当該事業年度内に法第83条第1項の規定により個人別管理資産が連合会（個人型特定運営管理機関に限る。）へ移換された者への同条第2項の規定による通知の実績を記載すること。

13. 年齢及び掛金総額（事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の総額）ごとの企業型年金加入者の人数の状況

①他制度加入者以外の者（令第11条第1号に該当する者）

年齢区分 掛金総額 区分（平均月額）	～19歳	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳～ 64歳	65歳～	人数計
～ 5,000円								
5,001円～10,000円								
10,001円～15,000円								
15,001円～20,000円								
20,001円～25,000円								
25,001円～30,000円								
30,001円～35,000円								
35,001円～40,000円								
40,001円～45,000円								
45,001円～50,000円								
50,001円～55,000円								
55,001円～60,000円								
60,001円～62,000円								
人数計								

②他制度加入者である者（令第11条第2号に該当する者）（経過措置が適用されない実施事業所）

年齢区分 掛金総額 区分（平均月額）	～19歳	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳～ 64歳	65歳～	人数計
～ 5,000円								
5,001円～10,000円								
10,001円～15,000円								
15,001円～20,000円								
20,001円～25,000円								
25,001円～30,000円								
30,001円～35,000円								
35,001円～40,000円								
40,001円～45,000円								
45,001円～50,000円								
50,001円～55,000円								
55,001円～60,000円								
60,001円～62,000円								
人数計								

③他制度加入者である者（令第11条第2号に該当する者）（経過措置が適用される実施事業所）

年齢区分 掛金総額 区分（平均月額）	～19歳	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳～ 64歳	65歳～	人数計
～ 5,000円								
5,001円～10,000円								
10,001円～15,000円								
15,001円～20,000円								
20,001円～25,000円								
25,001円～27,500円								
人数計								

（備考）

1. 直近の11月末の状況について記載すること。
2. 「掛金総額」は、事業主掛金額及び企業型加入者掛金額の総額をいう。
3. 「平均月額」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された掛金総額を当該期間内の在籍月数で除した数を記載すること。
4. 「経過措置」は、確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（令和3年政令第244号。以下「令和3年改正政令」という。）附則第2項の経過措置をいう。

14. 年齢及び事業主掛金額ごとの企業型年金加入者の人数の状況

①他制度加入者以外の者（令第11条第1号に該当する者）

年齢区分 掛金額 区分（平均月額）	～19歳	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳～ 64歳	65歳～	人数計
～ 5,000円								
5,001円～10,000円								
10,001円～15,000円								
15,001円～20,000円								
20,001円～25,000円								
25,001円～30,000円								
30,001円～35,000円								
35,001円～40,000円								
40,001円～45,000円								
45,001円～50,000円								
50,001円～55,000円								
55,001円～60,000円								
60,001円～62,000円								
人数計								

②他制度加入者である者（令第11条第2号に該当する者）（経過措置が適用されない実施事業所）

年齢区分 掛金額 区分（平均月額）	～19歳	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳～ 64歳	65歳～	人数計
～ 5,000円								
5,001円～10,000円								
10,001円～15,000円								
15,001円～20,000円								
20,001円～25,000円								
25,001円～30,000円								
30,001円～35,000円								
35,001円～40,000円								
40,001円～45,000円								
45,001円～50,000円								
50,001円～55,000円								
55,001円～60,000円								
60,001円～62,000円								
人数計								

③他制度加入者である者（令第11条第2号に該当する者）（経過措置が適用される実施事業所）

年齢区分 掛金額 区分（平均月額）	～19歳	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳～ 64歳	65歳～	人数計
～ 5,000円								
5,001円～10,000円								
10,001円～15,000円								
15,001円～20,000円								
20,001円～25,000円								
25,001円～27,500円								
人数計								

（備考）

1. 直近の11月末の状況について記載すること。
2. 「掛金額」は、事業主掛金額をいう。
3. 「平均月額」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された事業主掛金額を当該期間内の在籍月数で除した数を記載すること。
4. 「経過措置」は、令和3年改正政令附則第2項の経過措置をいう。

15. 年齢及び企業型年金加入者掛金ごとの企業型年金加入者の人数の状況

①他制度加入者以外の者（令第11条第1号に該当する者）

年齢区分 掛金額 区分（平均月額）	～19歳	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳～ 64歳	65歳～	人数計
0円								
1円～ 5,000円								
5,001円～10,000円								
10,001円～15,000円								
15,001円～20,000円								
20,001円～25,000円								
25,001円～30,000円								
30,001円～35,000円								
35,001円～40,000円								
40,001円～45,000円								
45,001円～50,000円								
50,001円～55,000円								
55,001円～60,000円								
60,001円～62,000円								
人数計								

②他制度加入者である者（令第11条第2号に該当する者）（経過措置が適用されない実施事業所）

年齢区分 掛金額 区分（平均月額）	～19歳	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳～ 64歳	65歳～	人数計
0円								
1円～ 5,000円								
5,001円～10,000円								
10,001円～15,000円								
15,001円～20,000円								
20,001円～25,000円								
25,001円～30,000円								
30,001円～35,000円								
35,001円～40,000円								
40,001円～45,000円								
45,001円～50,000円								
50,001円～55,000円								
55,001円～60,000円								
60,001円～62,000円								
人数計								

③他制度加入者である者（令第11条第2号に該当する者）（経過措置が適用される実施事業所）

年齢区分 掛金額 区分（平均月額）	～19歳	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳～ 64歳	65歳～	人数計
0円								
1円～ 5,000円								
5,001円～10,000円								
10,001円～15,000円								
15,001円～20,000円								
20,001円～25,000円								
25,001円～27,500円								
人数計								

（備考）

1. 企業型年金加入者が掛金を拠出できることとしている場合に限り記載すること。
2. 直近の11月末の状況について記載すること。
3. 「掛金額」は、企業型年金加入者掛金額をいう。
4. 「平均月額」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された企業型年金加入者掛金額を当該期間内の在籍月数で除した数を記載すること。
5. 「経過措置」は、令和3年改正政令附則第2項の経過措置をいう。

16. 事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の額ごとの人数の状況
①他制度加入者以外の者（令第11条第1号に該当する者）

掛金額区分 (平均月額)		企業型年金加入者掛金						
		0円	1円～ 5,000円	5,001円～ 10,000円	10,001円～ 15,000円	15,001円～ 20,000円	20,001円～ 25,000円	25,001円～ 30,000円
事業主掛金	～ 5,000円							
	5,001円～10,000円							
	10,001円～15,000円							
	15,001円～20,000円							
	20,001円～25,000円							
	25,001円～30,000円							
	30,001円～35,000円							
	35,001円～40,000円							
	40,001円～45,000円							
	45,001円～50,000円							
	50,001円～55,000円							
	55,001円～60,000円							
	60,001円～62,000円							
掛金額区分 (平均月額)		企業型年金加入者掛金						
		30,001円～ 35,000円	35,001円～ 40,000円	40,001円～ 45,000円	45,001円～ 50,000円	50,001円～ 55,000円	55,001円～ 60,000円	60,001円～ 62,000円
事業主掛金	～ 5,000円							
	5,001円～10,000円							
	10,001円～15,000円							
	15,001円～20,000円							
	20,001円～25,000円							
	25,001円～30,000円							
	30,001円～35,000円							
	35,001円～40,000円							
	40,001円～45,000円							
	45,001円～50,000円							
	50,001円～55,000円							
	55,001円～60,000円							
	60,001円～62,000円							

②他制度加入者である者（令第11条第2号に該当する者）（経過措置が適用されない実施事業所）

掛金額区分 (平均月額) 掛金額区分 (平均月額)		企業型年金加入者掛金						
		0円	1円～ 5,000円	5,001円～ 10,000円	10,001円～ 15,000円	15,001円～ 20,000円	20,001円～ 25,000円	25,001円～ 30,000円
事業主掛金	～ 5,000円							
	5,001円～10,000円							
	10,001円～15,000円							
	15,001円～20,000円							
	20,001円～25,000円							
	25,001円～30,000円							
	30,001円～35,000円							
	35,001円～40,000円							
	40,001円～45,000円							
	45,001円～50,000円							
	50,001円～55,000円							
	55,001円～60,000円							
	60,001円～62,000円							
掛金額区分 (平均月額) 掛金額区分 (平均月額)		企業型年金加入者掛金						
		30,001円～ 35,000円	35,001円～ 40,000円	40,001円～ 45,000円	45,001円～ 50,000円	50,001円～ 55,000円	55,001円～ 60,000円	60,001円～ 62,000円
事業主掛金	～ 5,000円							
	5,001円～10,000円							
	10,001円～15,000円							
	15,001円～20,000円							
	20,001円～25,000円							
	25,001円～30,000円							
	30,001円～35,000円							
	35,001円～40,000円							
	40,001円～45,000円							
	45,001円～50,000円							
	50,001円～55,000円							
	55,001円～60,000円							
	60,001円～62,000円							

③他制度加入者である者（令第11条第2号に該当する者）（経過措置が適用される実施事業所）

掛金額区分 (平均月額)		企業型年金加入者掛金						
		0円	1円～ 5,000円	5,001円～ 10,000円	10,001円～ 15,000円	15,001円～ 20,000円	20,001円～ 25,000円	25,001円～ 27,500円
事業主掛金	～ 5,000円							
	5,001円～10,000円							
	10,001円～15,000円							
	15,001円～20,000円							
	20,001円～25,000円							
	25,001円～27,500円							

(備考)

1. 企業型年金加入者が掛金を拠出できることとしている場合に限り記載すること。
2. 直近の11月末の状況について記載すること。
3. 「掛金額」は、事業主掛金額又は企業型年金加入者掛金額をいう。
4. 「平均月額」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された事業主掛金額及び企業型年金加入者掛金額を当該期間内の在籍月数で除した数を記載すること。
5. 「経過措置」は、令和3年改正政令附則第2項の経過措置をいう。

17. 掛金総額（事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の総額）及び他制度掛金相当額ごとの企業型年金加入者の人数の状況

①他制度加入者である者（令第11条第2号に該当する者）（経過措置が適用されない実施事業所）

他制度掛金相当額 区分(平均月額) 掛金総額 区分（平均月額）	～5,000円	5,001円～ 10,000円	10,001円～ 15,000円	15,001円～ 20,000円	20,001円～ 25,000円	25,001円～ 30,000円	30,001円～ 35,000円
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,000円							
15,001円～20,000円							
20,001円～25,000円							
25,001円～30,000円							
30,001円～35,000円							
35,001円～40,000円							
40,001円～45,000円							
45,001円～50,000円							
50,001円～55,000円							
55,001円～60,000円							
60,001円～62,000円							
人数計							

他制度掛金相当額 区分(平均月額) 掛金総額 区分（平均月額）	35,001円～ 40,000円	40,001円～ 45,000円	45,001円～ 50,000円	50,001円～ 55,000円	55,001円～ 60,000円	60,001円～ 62,000円	62,001円～	人数計
～ 5,000円								
5,001円～10,000円								
10,001円～15,000円								
15,001円～20,000円								
20,001円～25,000円								
25,001円～30,000円								
30,001円～35,000円								
35,001円～40,000円								
40,001円～45,000円								
45,001円～50,000円								
50,001円～55,000円								
55,001円～60,000円								
60,001円～62,000円								
人数計								

②他制度加入者である者（令第11条第2号に該当する者）（経過措置が適用される実施事業所）

他制度掛金相当額 区分(平均月額) 掛金総額 区分（平均月額）	～5,000円	5,001円～ 10,000円	10,001円～ 15,000円	15,001円～ 20,000円	20,001円～ 25,000円	25,001円～ 27,500円	27,501円～ 30,000円	30,001円～ 35,000円
～ 5,000円								
5,001円～10,000円								
10,001円～15,000円								
15,001円～20,000円								
20,001円～25,000円								
25,001円～27,500円								
人数計								
他制度掛金相当額 区分(平均月額) 掛金総額 区分（平均月額）	35,001円～ 40,000円	40,001円～ 45,000円	45,001円～ 50,000円	50,001円～ 55,000円	55,001円～ 60,000円	60,001円～ 62,000円	62,001円～	人数計
～ 5,000円								
5,001円～10,000円								
10,001円～15,000円								
15,001円～20,000円								
20,001円～25,000円								
25,001円～27,500円								
人数計								

（備考）

1. 直近の11月末の状況について記載すること。
2. 「掛金総額区分（平均月額）」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された掛金総額を当該期間内の在籍月数で除した数を記載すること。
3. 「他制度掛金相当額区分（平均月額）」は、直近の12月～11月の期間分の手他制度掛金相当額の平均を記載すること。
4. 「経過措置」は、令和3年改正政令附則第2項の経過措置をいう。

18. 事業主掛金及び他制度掛金相当額ごとの企業型年金加入者の人数の状況

①他制度加入者である者（令第11条第2号に該当する者）（経過措置が適用されない実施事業所）

他制度掛金相当額 区分(平均月額) 掛金額 区分（平均月額）	～5,000円	5,001円～ 10,000円	10,001円～ 15,000円	15,001円～ 20,000円	20,001円～ 25,000円	25,001円～ 30,000円	30,001円～ 35,000円
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,000円							
15,001円～20,000円							
20,001円～25,000円							
25,001円～30,000円							
30,001円～35,000円							
35,001円～40,000円							
40,001円～45,000円							
45,001円～50,000円							
50,001円～55,000円							
55,001円～60,000円							
60,001円～62,000円							
人数計							

他制度掛金相当額 区分(平均月額) 掛金額 区分（平均月額）	35,001円～ 40,000円	40,001円～ 45,000円	45,001円～ 50,000円	50,001円～ 55,000円	55,001円～ 60,000円	60,001円～ 62,000円	62,001円～	人数計
～ 5,000円								
5,001円～10,000円								
10,001円～15,000円								
15,001円～20,000円								
20,001円～25,000円								
25,001円～30,000円								
30,001円～35,000円								
35,001円～40,000円								
40,001円～45,000円								
45,001円～50,000円								
50,001円～55,000円								
55,001円～60,000円								
60,001円～62,000円								
人数計								

②他制度加入者である者（令第11条第2号に該当する者）（経過措置が適用される実施事業所）

他制度掛金相当額 区分(平均月額) 掛金額 区分（平均月額）	～5,000円	5,001円～ 10,000円	10,001円～ 15,000円	15,001円～ 20,000円	20,001円～ 25,000円	25,001円～ 27,500円	27,501円～ 30,000円	30,001円～ 35,000円
～ 5,000円								
5,001円～10,000円								
10,001円～15,000円								
15,001円～20,000円								
20,001円～25,000円								
25,001円～27,500円								
人数計								
他制度掛金相当額 区分(平均月額) 掛金額 区分（平均月額）	35,001円～ 40,000円	40,001円～ 45,000円	45,001円～ 50,000円	50,001円～ 55,000円	55,001円～ 60,000円	60,001円～ 62,000円	62,001円～	人数計
～ 5,000円								
5,001円～10,000円								
10,001円～15,000円								
15,001円～20,000円								
20,001円～25,000円								
25,001円～27,500円								
人数計								

（備考）

1. 直近の11月末の状況について記載すること。
2. 「掛金額区分（平均月額）」は、直近の12月～11月の期間分として提出された事業主掛金額を当該期間内の在籍月数で除した数を記載すること。
3. 「他制度掛金相当額区分（平均月額）」は、直近の12月～11月の期間分の手制度掛金相当額の平均を記載すること。
4. 「経過措置」は、令和3年改正政令附則第2項の経過措置をいう。

19. 事業主掛金の平均月額、企業型年金加入者掛金の平均月額及び他制度掛金相当額の平均月額の総額ごとの企業型年金加入者の人数の状況

①他制度加入者である者（令第11条第2号に該当する者）（経過措置が適用されない実施事業所）

掛金総額区分 （平均月額）	～5,000円	5,001円～ 10,000円	10,001円～ 15,000円	15,001円～ 20,000円	20,001円～ 25,000円	25,001円～ 30,000円	30,001円～ 35,000円	
人数								
掛金総額区分 （平均月額）	35,001円～ 40,000円	40,001円～ 45,000円	45,001円～ 50,000円	50,001円～ 55,000円	55,001円～ 60,000円	60,001円～ 62,000円	62,001円～	人数計
人数								

②他制度加入者である者（令第11条第2号に該当する者）（経過措置が適用される実施事業所）

掛金総額区分 （平均月額）	～5,000円	5,001円～ 10,000円	10,001円～ 15,000円	15,001円～ 20,000円	20,001円～ 25,000円	25,001円～ 30,000円	30,001円～ 35,000円	
人数								
掛金総額区分 （平均月額）	35,001円～ 40,000円	40,001円～ 45,000円	45,001円～ 50,000円	50,001円～ 55,000円	55,001円～ 60,000円	60,001円～ 62,000円	62,001円～	人数計
人数								

（備考）

1. 直近の11月末の状況について記載すること。
2. 「掛金総額区分（平均月額）」は、直近の12月～11月の期間分として提出された事業主掛金及び加入者掛金の合計を当該期間内の在籍月数で除した数並びに直近の12月～11月の期間分の手制度掛金相当額の平均の総額を記載すること。
3. 「経過措置」は、令和3年改正政令附則第2項の経過措置をいう。

20. 事業主掛金の平均月額及び他制度掛金相当額の総額ごとの企業型年金加入者の人数の状況

①他制度加入者である者（令第11条第2号に該当する者）（経過措置が適用されない実施事業所）

掛金総額区分 （平均月額）	～5,000円	5,001円～ 10,000円	10,001円～ 15,000円	15,001円～ 20,000円	20,001円～ 25,000円	25,001円～ 30,000円	30,001円～ 35,000円	
人数								
掛金総額区分 （平均月額）	35,001円～ 40,000円	40,001円～ 45,000円	45,001円～ 50,000円	50,001円～ 55,000円	55,001円～ 60,000円	60,001円～ 62,000円	62,001円～	人数計
人数								

②他制度加入者である者（令第11条第2号に該当する者）（経過措置が適用される実施事業所）

掛金総額区分 （平均月額）	～5,000円	5,001円～ 10,000円	10,001円～ 15,000円	15,001円～ 20,000円	20,001円～ 25,000円	25,001円～ 30,000円	30,001円～ 35,000円	
人数								
掛金総額区分 （平均月額）	35,001円～ 40,000円	40,001円～ 45,000円	45,001円～ 50,000円	50,001円～ 55,000円	55,001円～ 60,000円	60,001円～ 62,000円	62,001円～	人数計
人数								

（備考）

1. 直近の11月末の状況について記載すること。
2. 「掛金総額区分（平均月額）」は、直近の12月～11月の期間分として提出された事業主掛金を当該期間内の在籍月数で除した数及び直近の12月～11月の期間分の手制度掛金相当額の平均の総額を記載すること。
3. 「経過措置」は、令和3年改正政令附則第2項の経過措置をいう。

21. 個人別管理資産等の移受換状況

(1) 個人別管理資産の移換先別移換件数

	企業型年金	個人型年金	確定給付企業年金	中小企業退職金共済	企業年金連合会
A実施事業所					
B実施事業所					
C実施事業所					
・ ・ ・					
個人型aプラン					
個人型bプラン					
個人型cプラン					
・ ・ ・					

(備考) 事業年度内に移換した資産の件数の累計を記載すること。

(2) 他の企業年金等の資産の受換件数

	企業型 年 金	個人型 年 金	厚生年金 基 金	確定給付 企業年金	中小企業 退 職 共 済 金 済	企業年金 連 合 会	その他 (自社退 職金等)
A実施事業所							
B実施事業所							
C実施事業所							
・ ・ ・							
個人型aプラン							
個人型bプラン							
個人型cプラン							
・ ・ ・							

(備考) 事業年度内に受換した資産の件数の累計を記載すること。

（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の一部改正）

第二条 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第二十号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後				改正前			
(存続厚生年金基金に係る廃止前厚生年金基金規則等の効力等) 第十七条 (略)				(存続厚生年金基金に係る廃止前厚生年金基金規則等の効力等) 第十七条 (略)			
2 4 (略)				2 4 (略)			
5 存続厚生年金基金について次の表の上欄に掲げる確定拠出年金法施行規則の規定を適用する場合には、同表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。				5 存続厚生年金基金について次の表の上欄に掲げる確定拠出年金法施行規則の規定を適用する場合には、同表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第三十九条第一項第四号二	(略)	(略)	(略)	第三十九条第一項第五号二	(略)	(略)	(略)
第四十五条第一項	第三十九条第一項第四号二(1)から(6)まで	第三十九条第一項第四号二(1)から(7)まで	(略)	第四十五条第一項	第三十九条第一項第五号二(1)から(6)まで	第三十九条第一項第五号二(1)から(7)まで	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定に関する省令の一部改正)

第三条 確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定に関する省令(令和三年厚生労働省令第百五十号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
(趣旨) 第一条 確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号） 第十一条第二号に規定する他制度掛金相当額（第三条から第七条 まで、第十条、第十一条第一項、第十二条第一項及び附則第二条 第一項において「他制度掛金相当額」という。）及び公的年金制 度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を 改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年 政令第七十四号。以下「経過措置政令」という。）第三条第四項 の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法 等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する 政令（平成二十六年政令第七十三号。以下「整備政令」という。） 第三条の規定による改正前の確定拠出年金法施行令第十一条第 二号に規定する他制度掛金相当額（第八条、第九条、第十一条第 二項、第十二条第二項及び附則第二条第二項において「他制度掛 金相当額」という。）並びに確定拠出年金法施行令第三十四条の 二第二号ロに規定する共済掛金相当額（以下「共済掛金相当額」 という。）の算定に関しては、この省令の定めるところによる。	(趣旨) 第一条 確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号） 第十一条第二号に規定する他制度掛金相当額（第三条から第七条 まで、第十条、第十一条第一項、第十二条第一項及び附則第二条 第一項において「他制度掛金相当額」という。）及び公的年金制 度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を 改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年 政令第七十四号。以下「経過措置政令」という。）第三条第四項 の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法 等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する 政令（平成二十六年政令第七十三号。以下「整備政令」という。） 第三条の規定による改正前の確定拠出年金法施行令第十一条第 二号に規定する他制度掛金相当額（第八条、第九条、第十一条第 二項、第十二条第二項及び附則第二条第二項において「他制度掛 金相当額」という。）並びに確定拠出年金法施行令第三十六条第 五号に規定する共済掛金相当額（以下「共済掛金相当額」という。 。の算定に関しては、この省令の定めるところによる。

第二章 経過措置

（令和七年改正法附則第三十三条第一項の規定による申出）

第四条 社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（次項第三号において「令和七年改正法」という。）附則第三十三条第一項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を連合会（確定拠出年金法第二条第五項に規定する連合会をいう。以下この条において同じ。）に提出することによって行うものとする。

一 氏名、性別、住所、生年月日及び基礎年金番号

二 確定拠出年金法第六十二条第二項各号に該当しない旨

三 厚生年金保険の被保険者である場合にあっては、次に掲げる事項

イ 申出者が使用される事業所の事業主の名称

ロ 掛金納付の方法（個人型年金加入者掛金を個人型年金加入者が自ら連合会に納付するか、又は申出者が使用されている厚生年金適用事業所の事業主を介して納付するかのいずれかの方法をいう。）

ハ 次に掲げる資格の有無

(1) 企業型年金加入者

(2) 確定給付企業年金の加入者

(3) 私立学校教職員共済制度の加入者

(4) 石炭鉱業年金基金に係る坑内員又は坑外員

(5) 国家公務員共済組合の組合員

(6) 地方公務員等共済組合の組合員

(7) 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成

二十五年法律第六十三号）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金の加入員

四 前各号に掲げるもののほか、個人型年金規約で定める事項

2 前項の申出をする者は、同項の申出書に次に掲げる書類を添付して、連合会に提出するものとする。

一 住民票の写しその他の住所を証明する書類

二 個人型年金加入者掛金の納付を申出者が使用される厚生年金適用事業所の事業主を介して行う場合に

あつては、その旨についての当該事業主の証明書

三 令和七年改正法附則第三十三条第一項第二号に掲げる者にあつては、令和八年十二月一日から起算して一年以内に確定拠出年金法第六十二条第一項第一号から第四号までに掲げる者のいずれにも該当しなかつたことを明らかにする書類

（企業型年金加入者掛金の額の変更に關する特例）

第五条 この省令の施行の日から令和九年十一月三十日までの間における確定拠出年金法施行規則第四条の二の規定の適用については、同条各号列記以外の部分中「次のとおり」とあるのは、「各企業型年金加入者に係る事業主掛金の額及び企業型年金加入者掛金の額の合計額が国民年金基金令等の一部を改正する政令による改正前の令第十一条の規定又は国民年金基金令等の一部を改正する政令による改正前の公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に關する政令第三条第四項により読み替えられた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う關係政令の整備等に関する政令による改正前の令第十一条の規定により算定した当該企業型年金加入者に係る拠出限度額（法第二十条に規定する拠出限度額をいう。）より多い額となるように当該企業型年金加入者掛金の額を初めて引き上げる場合及び次の各号に掲

げる場合」とする。

（個人型年金加入者掛金の額の変更に関する特例）

第六条 この省令の施行の日から令和九年十一月三十日までの間における確定拠出年金法施行規則第三十八条の規定の適用については、同条各号列記以外の部分中「次のとおり」とあるのは、「各個人型年金加入者（法第六十二条第一項第五号に掲げる者を除く。）に係る個人型年金加入者掛金の額及び中小事業主掛金の額の合計額が国民年金基金令等の一部を改正する政令による改正前の令第三十六条の規定又は国民年金基金令等の一部を改正する政令による改正前の公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第三条第七項により読み替えられた令第三十六条の規定により算定した当該個人型年金加入者に係る拠出限度額（法第六十九条に規定する拠出限度額をいう。）より多い額となるように当該個人型年金加入者掛金の額を初めて引き上げる場合及び次の各号に掲げる場合」とする。

（中小事業主掛金の額の変更に関する特例）

第七条 この省令の施行の日から令和九年十一月三十日までの間における確定拠出年金法施行規則第三十八

条の二の規定の適用については、同条各号列記以外の部分中「次のとおり」とあるのは、「各個人型年金加入者（法第六十二条第一項第五号に掲げる者を除く。）に係る個人型年金加入者掛金の額及び中小事業主掛金の額の合計額が国民年金基金令等の一部を改正する政令による改正前の令第三十六条の規定又は国民年金基金令等の一部を改正する政令による改正前の公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第三条第七項により読み替えられた令第三十六条の規定により算定した当該個人型年金加入者に係る拠出限度額（法第六十九条に規定する拠出限度額をいう。）より多い額となるように当該個人型年金加入者に係る中小事業主掛金の額を初めて引き上げる場合及び次の各号に掲げる場合」とする。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、令和八年十二月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 第一条による改正後の確定拠出年金法施行規則様式第八号は、この省令の施行の日以後に終了する

事業年度に係る報告書について適用し、同日前に終了した事業年度に係る報告書については、なお従前の例による。

2 この省令の施行の際現にある第一条による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、第一条による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。